

器具・容器包装の製造事業者について

1

平成30年12月7日 第5回
食品用器具及び容器包装の規制の
在り方に関する技術検討会 資料1 P6より

容器包装の製造事業者の考え方(案)

工程 具体例		原料・材料製造	フィルム製造	印刷加工	ラミネート加工	製袋加工	食品充填
1	レトルトパウチ 各種形態の袋を作成後、食品を充填しながら包装	原料・材料製造事業者	容器包装製造事業者	容器包装製造事業者	容器包装製造事業者	容器包装製造事業者	食品製造事業者
2	スナック、小袋スープ ロール状の印刷された多層フィルムを用いて、食品を充填しながら包装	原料・材料製造事業者	容器包装製造事業者	容器包装製造事業者	容器包装製造事業者		食品製造事業者
3	食パン、もやしの包装 ロール状の印刷された単層フィルムを用いて食品を充填しながら包装	原料・材料製造事業者	容器包装製造事業者	容器包装製造事業者			食品製造事業者
4	米菓の個包装 ロール状の印刷されていない単層フィルムを用いて、食品を充填しながら包装	原料・材料製造事業者	容器包装製造事業者				食品製造事業者
5	飲料容器 ペレットやプリフォームを成形しながら食品を充填、包装	原料・材料製造事業者					食品製造事業者 かつ 容器包装製造事業者

※ 上記のケースは例示であり、原則的な考え方を示したものの。

※ 上記工程に加え、切断加工も行われる。また、各工程を複数の事業者で分業する場合がある。

2

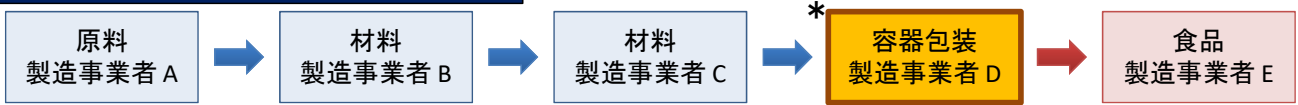
容器包装の製造事業者の考え方(案)

概要

- 「容器包装」は、食品製造事業者(及び容器包装販売事業者)に納入される直前のものをいう(ただし、食品製造事業者が原材料を購入して自身で容器包装を製造する場合は除く)。
- 容器包装の製造が他の事業者へ委託される場合、委託元及び委託先ともに「容器包装製造事業者」とする。ただし、委託元の事業者が製品の企画・設計のみを行う場合は、その直前の事業者を「容器包装製造事業者」とする。
- ポジティブリスト制度の対象となる材質(合成樹脂)が使用された容器包装を製造する者を、製造管理及び届出の対象とする。

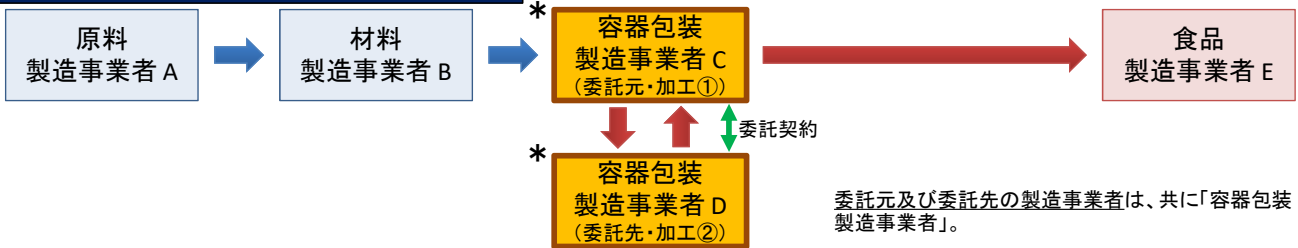
他の事業者が製造した材料を購入して加工する場合

*: 製造管理及び届出対象事業者(合成樹脂を使用する場合に限る)



製造工程の一部を他の事業者へ委託する場合

⇒ 「容器包装製造事業者」は委託元・委託先

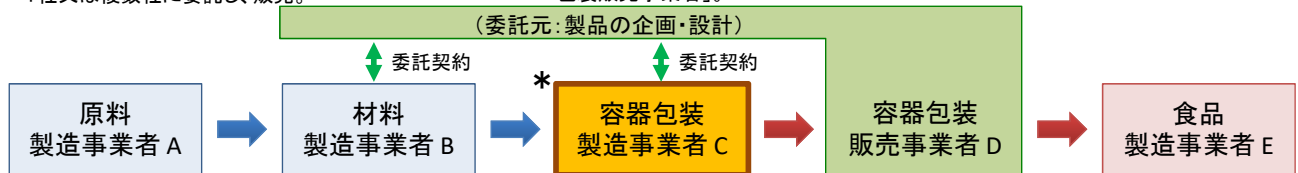


製造工程のすべてを他の事業者へ委託する場合

⇒ 「容器包装製造事業者」は委託先

例) 製品の企画・設計のみを行う事業者が、製造を1社又は複数社に委託し、販売。

製品を企画・設計のみを行う事業者は、「容器包装製造事業者」ではなく、「容器包装販売事業者」。



器具の製造事業者の考え方(案)

概要

- 食品製造用機械や調理用家電等の器具は、部品及び最終製品の両方を「器具」として整理する。
- 最終製品を製造する者だけでなく、部品を製造する者も、「器具製造事業者」とする。
- ポジティブリスト制度の対象となる材質(合成樹脂)が使用された器具を製造する者を、製造管理及び届出の対象とする。

*: 製造管理及び届出対象事業者(合成樹脂を使用する場合に限る)

具体例		工程			
		原料・材料製造	部品の製造	最終製品の製造	販売
1	プラスチック食器	原料・材料製造事業者		* 器具製造事業者	販売事業者 ※部品の販売を含む
	合成樹脂を成形・加工して器具を製造				
2	食品製造用機械 調理用家電	原料・材料製造事業者	* 器具製造事業者	* 器具製造事業者	販売事業者 ※部品の販売を含む
	合成樹脂製の複数の部品を組み立てて器具を製造				

※ 上記のケースは例示であり、原則的な考え方を示したもの

※ 委託製造が行われる際の考え方は、容器包装の場合と同様

食品衛生法：器具・容器包装とは

第4条〔定義〕

- ④ 器具とは、飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。



- ⑤ 容器包装とは、食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すものをいう。



5

改正後の食品衛生法（器具容器包装部分の抜粋）

第50条の3（第52条）（新設）

厚生労働大臣は、器具又は容器包装を製造する営業の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置（以下この条において「公衆衛生上必要な措置」という。）について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。

→食品衛生法施行規則

- 一 施設の内外の清潔保持その他一般的な衛生管理に関すること。
 - 二 食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な適正に製造を管理するための取組に関すること。
- ② 器具又は容器包装を製造する営業者は、前項の規定により定められた基準（第18条第3項に規定する政令で定める材質以外の材質の原材料のみが使用された器具又は容器包装を製造する営業者にあつては、前項第1号に掲げる事項に限る。）に従い、公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。
- ③ 都道府県知事等は、公衆衛生上必要な措置について、第1項の規定により定められた基準に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができる。

6

改正後の食品衛生法(器具容器包装部分の抜粋)

第50条の4(第53条)(新設)

第18条第3項に規定する政令で定める材質の原材料が使用された器具又は容器包装を販売し、又は販売の用に供するために製造し、若しくは輸入する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その取り扱う器具又は容器包装の販売の相手方に対し、当該取り扱う器具又は容器包装が次の各号のいずれかに該当する旨を説明しなければならない。

→食品衛生法施行規則

- 一 第18条第3項に規定する政令で定める材質の原材料について、同条第1項の規定により定められた規格に適合しているもののみを使用した器具又は容器包装であること。
- 二 第18条第3項ただし書に規定する加工がされている器具又は容器包装であること。

② 器具又は容器包装の原材料であって、第18条第3項に規定する政令で定める材質のものを販売し、又は販売の用に供するために製造し、若しくは輸入する者は、当該原材料を使用して器具又は容器包装を製造する者から、当該原材料が同条第1項の規定により定められた規格に適合しているものである旨の確認を求められた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、必要な説明をするよう努めなければならない。

→食品衛生法施行規則

7

改正後の食品衛生法(器具容器包装部分の抜粋)

第57条(新設)

営業(第54条に規定する営業、公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で定めるもの及び食鳥処理の事業を除く。)を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その営業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

→食品衛生法施行規則

(施行期日)

附則第1条

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(略)

(注)ただし、第57条の新設規定は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

(経過措置)

附則第4条

この法律の施行の際現に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業(略)上使用されている器具(略)及び容器包装(略)については、新食品衛生法第18条第3項及び第50条の4(略)の規定は、適用しない。

8

改正後の食品衛生法(営業許可、営業届出部分抜粋)

<営業許可>

第54条 都道府県は、公衆衛生に与える影響が著しい営業(食鳥処理の事業を除く。)であつて、政令で定めるものの施設につき、厚生労働省令で定める基準を参酌して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

・営業許可対象業種の検討
(食品衛生法施行令)

・施設基準の検討
(食品衛生法施行規則)

<営業届出>

第57条 営業(第54条に規定する営業、公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で定めるもの及び食鳥処理の事業を除く。)を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その営業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

・営業届出対象の検討
(食品衛生法施行令)

・届出事項の検討
(食品衛生法施行規則)

② (略)

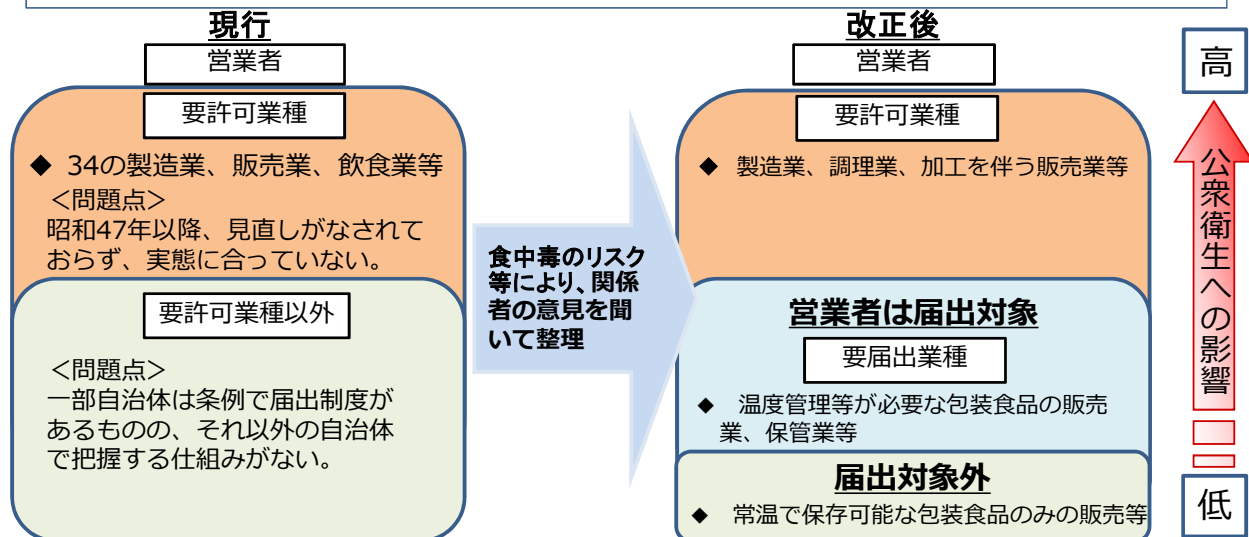
<施行日>

公布の日(平成30年6月13日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設 (参考)

営業(者)(法第4条第7項及び第8項)

営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は含まない。営業者とは、営業を営む人又は法人。



(参考) 現行の34許可業種(政令)

- | | | | | | |
|---------------|-------------|--------------|-------------------|-----------|---------------|
| ① 飲食店営業 | ⑦ 特別牛乳搾取処理業 | ⑬ 食肉製品製造業 | ⑱ 清涼飲料水製造業 | ⑲ みそ製造業 | ⑲ めん類製造業 |
| ② 喫茶店営業 | ⑧ 乳製品製造業 | ⑭ 魚介類販売業 | ⑲ 乳酸菌飲料製造業 | ⑲ 醤油製造業 | ⑳ そうざい製造業 |
| ③ 菓子製造業 | ⑨ 集乳業 | ⑮ 魚介類せり売営業 | ⑲ 氷雪製造業 | ⑲ ソース類製造業 | ㉑ 缶詰又は瓶詰食品製造業 |
| ④ あん類製造業 | ⑩ 乳類販売業 | ⑯ 魚肉ねり製品製造業 | ⑲ 氷雪販売業 | ⑲ 酒類製造業 | ㉒ 添加物製造業 |
| ⑤ アイスクリーム類製造業 | ⑪ 食肉処理業 | ⑰ 食品の冷凍又は冷蔵業 | ⑲ 食用油製造業 | ⑲ 豆腐製造業 | |
| ⑥ 乳処理業 | ⑫ 食肉販売業 | ⑱ 食品の放射線照射業 | ⑲ マーガリンショートニング製造業 | ⑳ 納豆製造業 | |